確定申告書等作成コーナー

~申告書等作成のための操作の手引き~

株式等の譲渡 特定口座の譲渡損失と配当所得等の損益通算 及び翌年以後への繰越し 編



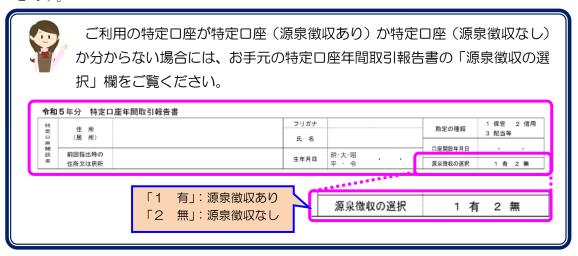
特定口座(源泉徴収あり)の譲渡損失を上場株式等に係る配当所得等から差し引いて、翌年以後に繰り越す場合の確定申告書の作成の手順を説明します(特定口座(源泉徴収なし)と一般口座を申告する場合の操作手順は、操作の手引き「株式等の譲渡(特定口座(源泉徴収なし)と一般口座)編」を併せてご覧ください。)。

なお、この操作の手引きは「**令和5年分 株式等の譲渡所得等の 申告のしかた**」(国税庁HPからダウンロードすることができます。) の事例5に準じて作成しています。

税

特定口座(源泉徴収あり)の上場株式等に係る譲渡損失を上場株式等に係る配当所得等から差 し引いて、翌年以後に繰り越す場合の操作手順を、次の事例に基づいて説明します。

※ 特定口座(源泉徴収あり)とは、特定口座のうち、源泉徴収することを選択した口座のことです。



【事例】

私は、令和5年中にY証券大手支店の特定口座(源泉徴収あり)で次の取引を行いました。 そして、Y証券から「特定口座年間取引報告書」が交付されました。

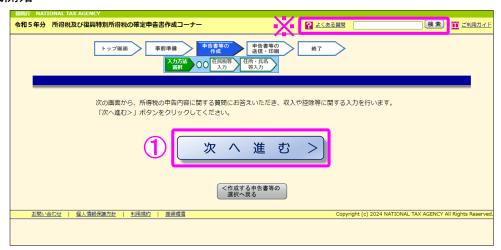
譲	渡	区	分	譲渡の対価の額	取得費及び譲渡に 要した費用の額等	差	引	金	額
	上	場	分	1,900,000円	2,119,000円		$\triangle 2$	219,00	円 0
	特別	它信月	月分	_	_		_	_	
	合	計		1,900,000円	2,119,000円		$\triangle 2$	219, 00	0 円

また、この特定口座(源泉徴収あり)を通じて上場株式であるL電気の配当(収入金額80,000円)と公募公社債であるM市の地方債の利子(収入金額20,000円)を受け取りました。この配当と利子以外に、上場株式であるN建設の配当(収入金額40,000円)をこの口座の開設前に受け取っています。



確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に沿って、収入金額等を入力することで所得金額や税額などを自動的に算出しますが、具体的な計算方法などを確認したい場合は、「令和5年分 株式等の譲渡所得等の申告のしかた」の事例5をご覧ください。

1 作成開始



① 『次へ進む>』ボタンをクリックし、「申告書の作成をはじめる前に」画面へ進みます。

–※ 「よくある質問」の参照方法



入力する際に分からない事柄がありましたら、画面の右上の「よくある質問」 を参照します。

参照方法はリストから参照する方法と、キーワード検索から参照する方法があります。



2 申告書の作成をはじめる前に



- ① 「生年月日」を入力します。(これまでの画面で入力している場合は、入力された状態で表示されます。)
- ② 作成する申告書等を e-Tax により提出するか、印刷して税務署に郵送等で提出するかを選択します。

(「税務署への提出方法の選択」画面で「印刷して提出」を選択している場合には、表示されません。)

- ③ 「質問」欄に表示される質問について、「はい」又は「いいえ」を選択します。
- ④ 全ての質問に回答した後、『次へ進む』ボタンをクリックします。

3 収入金額・所得金額の入力

収入金額・所得金額の入力 、力する項目の「入力する」ボタンをクリックし、開いた画面の案内に沿って必要事項の入力を行ってください。 ☑をクリックすると、項目についての説明が表示されます。 総合課税の所得 (単位:円) 入力・訂正 内容確認 入力内容から計算した所得金額 入力 有無 所得の種類 (2)から表示金額の説明を確認できます。) 事業所得(営業・農業) 👔 2 入力する 2 不動産所得 🛜 入力する 2 利子所得 🕜 入力する 配当所得 🕜 入力する 2 入力する 給与所得 🕜 2 公的年金等 入力する 雑所得 🛜 2 業務 入力する その他 総合譲渡所得 🛭 2 入力する 2 一時所得 🕜 入力する **合計 2**※ 「本年分で差し引く繰越損失額」を入力した場合は、 2 繰越損失控除後の金額が表示されています。 分離課税の所得 (単位:円) 入力内容から計算した所得金額 入力・訂正 内容確認 入力 有無 所得の種類 (2)から表示金額の説明を確認できます。) 土地建物等の譲渡所得 🛭 入力する 2 株式等の譲渡所得等 🕜 入力する 2 上場株式等に係る配当所得等 🛭 入力する 2 先物取引に係る雑所得等 🕜 入力する 2 退職所得 🕜 入力する 2 決算書・収支内訳書作成コーナーへ 決算書・収支内訳書を作成開始・再開又は く戻る 入力終了(次へ)> 訂正する方はこちらをクリックしてください。

① 株式等の譲渡所得等の『**入力する**』ボタンをクリックすると、「金融・証券税制(入力項目の選択)」画面へ進みます。

4 金融・証券税制 (入力項目の選択)

次の画面が表示されますので、案内に沿って入力を進めます。

金融・証券税制(入力項目の選択)

a

個人の方が上場株式等を保有・譲渡した場合の全融・証券税制の内容については、こちらをご覧ください。

入力例

1 配当所得の課税方法の選択 (申告する上場株式等の配当等がない場合は選択不要)

申告する<u>上場株式等の配当等</u>がある場合は、「総合課税」又は「申告分離課税」を選択してください。

総合課税 申告分離課税

配当等がない

→総合課税と申告分離課税の選択が分からない方はこちら

2 株式等の売却・配当・利子等の入力

次のうち、該当するものについて入力してください。

株式等の譲渡所得等 配当所得 上場株式等に係る配当所得等 「特定口座年間取引報告書」の内容を入力する方

次のいずれかに該当する方はこちら

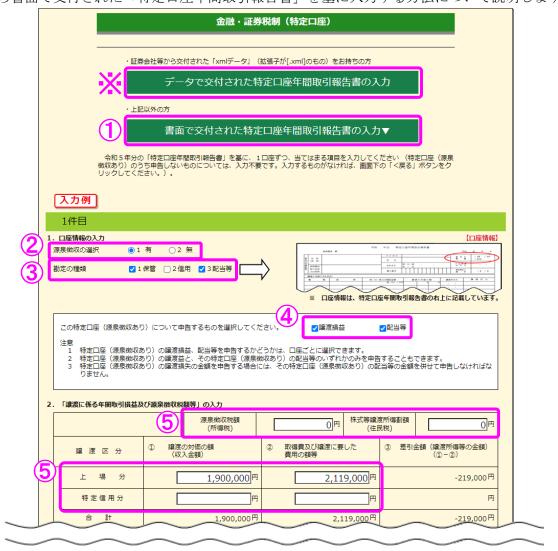
- ・特定口座 (源泉徴収あり) のうち申告する株式等の売却等、配当等・利子等がある方
- ・特定口座 (源泉徴収なし) での株式等の売却等がある方

「特定口座年間取引報告書」の内容を入力する

- ⇒ 申告する上場株式等の配当等がある場合には、上記1で配当所得の課税方法を選択後、ボタンをクリックしてください。
- → 株式等の売却等について「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を手書き等で作成済みの方のうち、特定口座(源泉徴収あり)での売却等がある場合は、「特定口座年間取引報告書」の内容を入力後、下記3の「計算明細書の内容を入力する」ボタンをクリックしてください。
- ① この事例では、特定口座(源泉徴収あり)の譲渡損失を上場株式等に係る配当所得等から差し引いて翌年以後に繰り越すため、「申告分離課税」を選択します。
- ② この事例では、特定口座での株式等の取引がありますので『「特定口座年間取引報告書」 の内容を入力する』ボタンをクリックします。

5 金融・証券税制(特定口座)

ここでは、特定口座(源泉徴収あり)の取引について、金融商品取引業者等(証券会社など)から書面で交付された「特定口座年間取引報告書」を基に入力する方法について説明します。

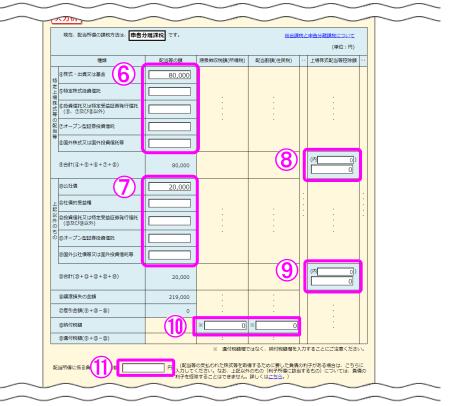


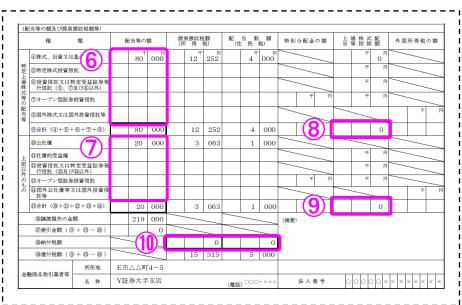


- ① 『書面で交付された特定口座年間取引報告書の入力▼』ボタンを選択します。
 - ※ データで交付された特定口座年間取引報告書を読み込む方は、10ページ以降を参照してください。
- ② 申告する特定口座の源泉徴収の有無を選択します。この事例では「1 有」を選択します。

③ 特定口座年間取引報告書に記載されている「勘定の種類」を選択します。この事例では「1 保管」及び「3配当等」を選択します。
④ この特定口座について申告するものを選択します。この事例では「譲渡損益」及び「配当等」を選択します。
⑤ 「譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等」を入力します。

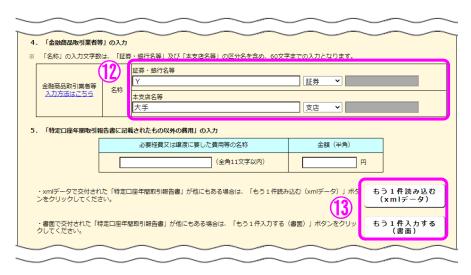
続いて、特定口座に受け入れた配当等について、入力します。





- ⑥・⑦ 「配当等の額」を入力します。
- ⑧・⑨ 「上場株式配当等控除額」を入力します。 なお、こちらの欄は、⑥で入力した金額がある場合には⑧に、⑦で入力した金額がある場合には⑨にそれぞれ入力が必要になるため、上場株式配当等控除額が 0 円や空欄の場合は 0 円と入力します。
 - ⑩ 配当等の額に対する「源泉徴収税額(所得税)」及び「配当割額(住民税)」の「納付税額」を入力します。

配当等の支払われた株式等を取得するために要した負債の利子がある場合は、その金額を 入力します。



- ② 金融商品取引業者等の名称を入力します。
- ③ 複数の特定口座を入力する場合には、②~⑫の必要項目を入力後、『もう1件入力する(書面)』(データを読み込む場合は『もう1件読み込む(xml データ)』) ボタンをクリックします。



- ④ 入力した内容が表示されますので、内容を確認します。
- (b) データで読み込んだものについては、「申告する所得」にチェックボックスが表示されます。
- ⑩ 全ての入力が終わりましたら、『入力終了(次へ)>』ボタンをクリックします。

- ※ データで交付された特定口座年間取引報告書の読み込み方法
- 【1 金融・証券税制 (特定口座)】



① 『データで交付された特定口座年間取引報告書の入力』ボタンを選択します。

【2 証券会社等から交付されたデータの読込】



② 「証券会社等から交付されたデータの読込」画面で、『ファイルを選択』ボタンをクリックし、読み込むファイルを選択してください。



③ 読み込んだファイルの一覧が表示されるため、全てのファイルを読み込んだことを確認した上で、『選択したファイルを読み込む』ボタンで次画面へ進みます。

【3 証券会社等から交付されたデータの読込結果】



④ 「証券会社等から交付されたデータの読込結果」画面で申告する所得を確認し、『**次へ進む**』ボタンで次画面へ進みます。(9ページの⑬以降参照)

【注意】

1 特定口座(源泉徴収あり)の譲渡所得等の金額又はその特定口座(源泉徴収あり)の配当所得等の金額を<u>申告するかどうかは口座ごとに選択できます</u> (1回の譲渡ごと、1回に支払を受ける上場株式等の配当等ごとの選択は できません。)。



- 2 特定口座(源泉徴収あり)の譲渡所得等の黒字の金額とその特定口座(源泉徴収あり)の 配当所得等の金額のいずれかのみを申告することもできます。ただし、特定口座(源泉徴収 あり)の譲渡損失を申告する場合には、その特定口座(源泉徴収あり)の配当所得等の金額 も併せて申告しなければなりません。
- 3 特定口座(源泉徴収あり)の譲渡所得等の金額又は配当所得等の金額を<u>申告した後に</u>、その譲渡所得等の金額又は配当所得等の金額を<u>申告しないこととする変更はできません</u>。また、特定口座(源泉徴収あり)の譲渡所得等の金額又は配当所得等の金額を<u>自ちることとする変更もできません</u>。 <u>告した後に</u>、その譲渡所得等の金額又は配当所得等の金額を<u>申告することとする変更もできません</u>。

金融・証券税制(入力項目の選択)

「金融・証券税制(入力項目の選択)」画面に戻ります。

金融・証券税制(入力項目の選択)



個人の方が上場株式等を保有・譲渡した場合の金融・証券税制の内容については、こちらをご覧くださ

入力例

1 配当所得の課税方法の選択 (申告する上場株式等の配当等がない場合は選択不要)

申告する上場株式等の配当等がある場合は、「総合課税」又は「申告分離課税」を選択してください。

総合課税 申告分離課税 配当等がない

→総合課税と申告分離課税の選択が分からない方はこちら

2 株式等の売却・配当・利子等の入力

次のうち、該当するものについて入力してください。

株式等の譲渡所得等 配当所得 上場株式等に係る配当所得等

「特定口座年間取引報告書」の内容を入力する方

次のいずれかに該当する方はこちら

- ・特定口座 (源泉徴収あり) のうち申告する株式等の売却等、配当等・利子等がある方
- ・ 特定口座 (源泉徴収なし) での株式等の売却等がある方

「特定口座年間取引報告書」の内容を訂正・削除

- → 申告する上場株式等の配当等がある場合には、上記1で配当所得の課税方法を選択後、ボタンをクリックしてください。
- → 株式等の売却等について「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を手書き等で作成済みの方のうち、特定口座(源泉徴収あり)での売却等がある場合は、「特定口座年間取引報告書」の内容を入力後、下記3の「計算明細書の内容を入力する」ボタンをクリックしてくださ

配当所得上場株式等に係る配当所得等

「配当等の支払通知書」などの内容を入力する方

<u>特定口座</u>(源泉徴収あり)**以外**で、上場株式等の配<u>当等</u>(申告するものに限ります。)や非上場株式等の配当等がある方はこちら

「配当等の支払通知書」などの内容を入力する

- → 申告する上場株式等の配当等がある場合には、上記1で配当所得の課税方法を選択後、ボタンをクリックしてください。
- ① この事例では、特定口座(源泉徴収あり)以外で受領した配当がありますので『「配当等の 支払通知書」などの内容を入力する』ボタンをクリックします。

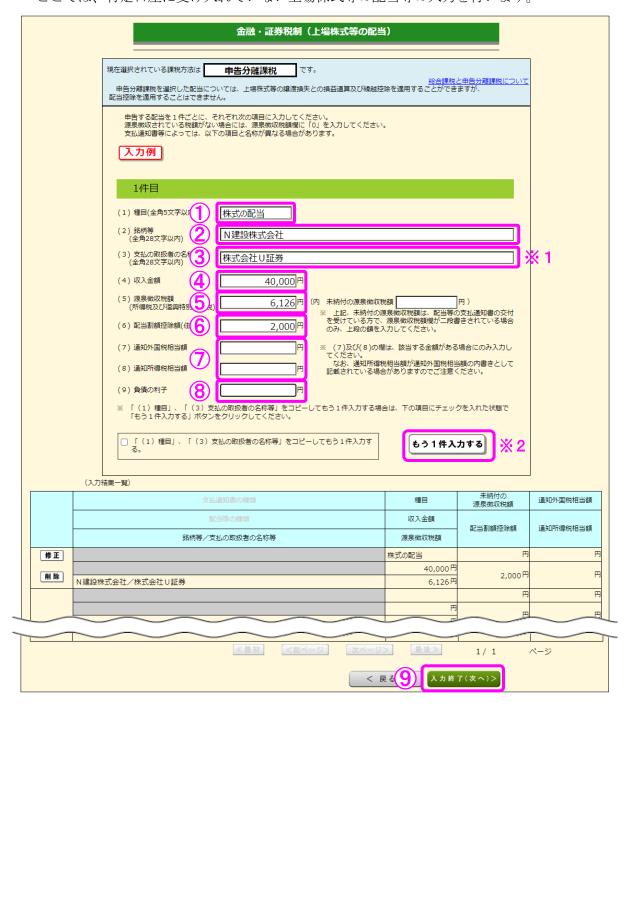
7 金融・証券税制 (源泉徴収口座以外の配当)

金融・証券税制(源泉徴収口座以外の配当) 入力例 1 上場株式等の配当等に関する事項 →上場株式等の配当等について 「入力する」ボタン又は「読み込む」ボタンをクリックし、開いた画面の案内に沿って必要事項の入力を行ってくださ ※ 申告不要を選択する上場株式等の配当等については、入力の必要はありません。 入力有無 特定口座(源泉徴収あり)以外で受領した上場株式等の配当等 入力・訂正等 個別に配当等を入力(訂正等)する。 入力する 配当集計フォームに入力したデータを読み込む。 読み込む →配当集計フォームのダウンロード 1 大口株主等(その株式等の保有割合が発行済株式の総数等の3%以上である株主等)が支払いを受ける配当 等については、画面下の「2 非上場株式等(「上場株式等」以外のもの)の配当等に関する事項」から入 力してください。 2 「配当集計フォーム」は、受け取った配当等をエクセルで入力・集計するためのフォーマットです。 複数の配当等を受け取られている方は、「配当集計フォーム」を利用した入力が便利です。 2 非上場株式等 (「上場株式等」以外のもの) の配当等に関する事項 「入力する」ボタン又は「読み込む」ボタンをクリックし、開いた画面の案内に沿って必要事項の入力を行ってくださ 非上場株式等(「上場株式等」以外のもの)の配当等 入力・訂正等 入力有無 個別に配当等を入力(訂正等)する。 入力する 配当集計フォームに入力したデータを読み込む。 読み込む →配当集計フォームのダウンロード ※ 非上場株式等の配当等は、総合課税となります。 入力終了(次へ)> < 戻る

① 「個別に配当等を入力(訂正等)する。」の『入力する』ボタンをクリックします。

8 金融・証券税制(上場株式等の配当)

ここでは、特定口座に受け入れていない上場株式等の配当等の入力を行います。



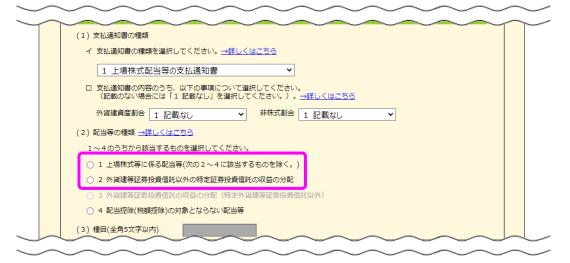


- ① 「種目」の入力例は次のとおりです。
 - 株式の場合・・・・「株式の配当」

投資信託の場合・・・「収益の分配」

- ② 「銘柄等」を入力します。
- ③ 「支払の取扱者の名称等」を入力します。
- ④~⑥ 支払通知書の内容を入力します。
 - ② 支払通知書等に通知外国税相当額又は通知所得税相当額がある場合は、その金額を入力します。
 - ※ 外国所得税は、こちらの欄には入力しません。「外国税額控除の入力」画面より入力してください。
 - ⑧ 配当を受けた株式等の購入のために借り入れた負債の利子がある場合は、その金額を 入力します。
 - ⑨ 入力結果一覧で入力内容を確認し、『**入力終了(次へ)>**』ボタンをクリックします。
 - ※1 「支払の取扱者の名称等」には、証券会社などの口座管理機関の名称を入力します。
 - ※2 申告する配当が複数ある場合は、『**もう1件入力する**』ボタンをクリックします。
 - (注)配当所得の課税方法について「総合課税」を選択した場合には、次の「支払通知書の種類」及び「配当等の種類」についても選択しますが、ここでは申告分離課税を選択していることから画面上表示されません。

【参考:「配当等の種類」の入力画面】





支払通知書の種類が分からない場合は、以下を参考に選択してください。

【上場株式の配当】

「1 上場株式配当等の支払通知書」を選択します。

【投資信託の収益の分配】

「2 オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書」を選択します。 なお、「単位型(ユニット型)」の投資信託(※)及び「国外投資信託」につい ては「1 上場株式配当等の支払通知書」を選択します。

※ 「単位型(ユニット型)」の投資信託とは期間を限定して販売され、 期間を過ぎると購入できなくなる投資信託です。



投資信託の収益の分配は、支払通知書に「外貨建資産割合」・「非株式割合」が記 載されている場合がありますので、これを入力します。記載がない場合は「1 記 載なし」を選択します。

株式の配当の場合は記載がありませんので、「1 記載なし」を選択します。



(支払通知書抜粋)

- 1 記載なし
- 2 50%以下
- 3 50%超75%以下
- 4 75%超



9 金融・証券税制 (源泉徴収口座以外の配当)

金融・証券税制(源泉徴収口座以外の配当)

入力例

1 上場株式等の配当等に関する事項

→上場株式等の配当等について

「入力する」ボタン又は「読み込む」ボタンをクリックし、開いた画面の案内に沿って必要事項の入力を行ってください。 # 申告不要を選択する上場株式等の配当等については、入力の必要はありません。

特定口座(源泉徴収あり)以外で受領した上場株式等の配当等	入力・訂正等 (1)	入力有無
個別に配当等を入力(訂正等)する。	訂正削除	0
配当集計フォームに入力したデータを読み込む。	読み込む	

→配当集計フォームのダウンロード



- 1 大口株主等(その株式等の保有割合が発行済株式の総数等の3%以上である株主等)が支払いを受ける配当 等については、画面下の「2 非上場株式等(「上場株式等」以外のもの)の配当等に関する事項」から入 力してください。
- 2 「配当集計フォーム」は、受け取った配当等をエクセルで入力・集計するためのフォーマットです。 複数の配当等を受け取られている方は、「配当集計フォーム」を利用した入力が便利です。

2 非上場株式等(「上場株式等」以外のもの)の配当等に関する事項

「入力する」ボタン又は「読み込む」ボタンをクリックし、開いた画面の案内に沿って必要事項の入力を行ってください。

非上場株式等(「上場株式等」以外のもの)の配当等	入力・訂正等	入力有無
個別に配当等を入力(訂正等)する。	入力する	
配当集計フォームに入力したデータを読み込む。	読み込む	

<u>→配当集計フォームのダウンロード</u>

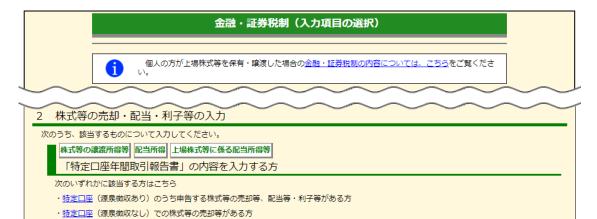
※ 非上場株式等の配当等は、総合課税となります。



- ① 「個別に配当等を入力(訂正等)する。」の「入力有無」に、チェックが付されていることを確認します。
- ② 確認が終わりましたら、『入力終了(次へ)>』ボタンをクリックします。

10 金融・証券税制 (入力項目の選択)

「金融・証券税制(入力項目の選択)」画面に戻ります。



「特定口座年間取引報告書」の内容を訂正・削除

→ 由告する上埋株式等の配当等がある場合には、上記1で配当所得の埋税方法を選択後、ボタンをクリックしてください。

配当所得 上場株式等に係る配当所得等

「配当等の支払通知書」などの内容を入力する方

特定口座(源泉徴収あり)以外で、上場株式等の配当等(申告するものに限ります。)や非上場株式等の配当等がある方はこちら

「配当等の支払通知書」などの内容を訂正・削除

⇒ 由告する上場株式等の配当等がある場合には、上記1で配当所得の課税方法を選択後、ボタンをクリックしてください。

株式等の譲渡所得等

令和4年分の申告で上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越した方

令和4年分の申告で、上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越しましたか?

(はい いいえ

- → 株式等の売却等について「<u>株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書</u>」を手書き等で作成済みの方は、下記3の「計算明細書の内容を入力する」ボタンをクリックしてください。
- 3 株式等の売却等について「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を手書き等で作成済みの方

「計算明細書」の内容を入力する

上場株式等の取引のうち<u>特定口座</u>(源泉徴収あり)での売却等がある方は、「特定口座年間取引報告書」の内容を併せて入力してください。 → 「特定口座年間取引報告書」の内容を入力する方はこちら

< 戻る 2 入力終了(次へ)>

- ① 「令和4年分の申告で、上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越しましたか?」の質問に対して、「はい」又は「いいえ」を選択します。この事例では「いいえ」を選択します。
- ② 『入力終了(次へ)>』ボタンをクリックします。
 - ※ 『訂正・削除』ボタンをクリックするとそれぞれの項目の入力画面に戻ります。

11 金融・証券税制(株式等の譲渡所得等・計算結果確認 1)

入力した内容に基づいて計算結果が表示されます。

金融・証券税制(株式等の譲渡所得等・計算結果確認1)

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の内容を表示します。 内容を確認し、誤りがなければ画面下の「確認終了(次へ)>」ボタンをクリックしてください。

			一般株式等	上場株式等
	譲渡による収入金額	1	円	1,900,000 F
収入金額	その他の収入	2	Ħ	F
	小計 (①+②)	3	Ħ	1,900,000 F
	取得費(取得価額)	4	H	2,119,000 F
必要経費又は譲渡に要し	譲渡のための委託手数料	(5)	Ħ	F
必安性見入は暖波に安し た費用等		6	Ħ	F
	小計 (④から⑥までの計)	Ī	円	2,119,000 F
特定管理株式等のみなし	譲渡損失の金額	8		F
差引金額(3-⑦-⑧)		9	Ħ	-219,000 F
特定投資株式の取得に要した金額等の控除 所得金額 (⑨-⑩) 本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額		10	円	F
		11	Ħ	-219,000 F
		12		F
繰越控除後の所得金額(⑪-⑫)			円	I

< 戻る (1) 確認終了(次へ)>

① 金額を確認し、『確認終了(次へ)>』ボタンをクリックします。

12 金融・証券税制 (株式等の譲渡所得等・計算結果確認 2)

上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の結果が表示されます。

金融・証券税制(株式等の譲渡所得等・計算結果確認2)

「確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の<u>損益通算</u>及び繰越控除用)」の内容を表示しています。内容を確認し、 誤りがなければ画面下の「確認終了 (次へ) >」ボタンをクリックしてください。 当画面においては、赤字(損失)の金額は△を付けずに表示しています。

1. 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算

上場株式等に係る譲渡所得等の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の④欄の金額)	1	219,000円
上場株式等に係る譲渡損失の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の③欄の金額)	2	219,000円
本年分の <u>損益通算</u> 前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	3	219,000円
本年分の損益適算前の分離課税配当所得等金額	4	140,000円
本年分の <u>損益通算</u> 後の上場株式等に係る譲渡損失の金額(③ - ④) (③欄の金額≤④欄の金額の場合、 0 円)	(5)	79,000円
本年分の <u>提益適算</u> 後の分離課税配当所得等金額(④-③) (③欄の金額≥④欄の金額の場合、0円)	6	0円

2. 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の 生じた年分	前年から繰り越された 上場株式等に係る 譲渡損失の金額		本年分で差し引く上場株式等に係る 譲渡損失の金額		本年分で差し引くことの できなかった上場株式等に 係る譲渡損失の金額
本年の 3年前分	(A)	(D)) (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円		
(令和2年分)	Ħ	(E)	(分離課税配当所得等金額から差し引く部分) 円	1	
本年の 2年前分	(B)	(F)	(上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円		((B)-(F)-(G)) 円
(令和3年分)	H		(分離課税配当所得等金額から差し引く部分) 円	3	
本年の 前年分	(C)	(H)	(上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円	1 -	((C)-(H)-(I)) 円
(令和4年分)	Ħ	(I)	(分離課税配当所得等金額から差し引く部分) 円		.,
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等 の金額から差し引く上場株式等に係る 譲渡損失の金額の合計額 ((D)+(F)+(H))		9	P		
本年分で分離課税配当所得等金額から 差し引く上場株式等に係る譲渡損失の 金額の合計額 ((E)+(G)+(I))		10	P		
			- 株式等に係る譲渡損失の金額 予十®	11	79,000円

3. 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額の計算

΄.	前子が 50米 7 地上すりに上めが大いないとは、00米の大いのでは、00米 10米 10米 10米 10米 10米 10米 10米 10米 10米	LBRU	Z <u>el Z .</u>	
	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等 金額(⑥-⑪)	12		0円
	く 戻る		確認終了(次へ)>	

① 金額を確認し、**『確認終了(次へ)**>**』**ボタンをクリックすると、「収入金額・所得金額の入力」画面へ戻ります。

13 収入金額・所得金額の入力

収入金額・所得金額の入力											
入力する項目の「入力する」ボタンをクリックし、開いた画面の案内に沿って必要事項の入力を行ってください。 ☑をクリックすると、項目についての説明が表示されます。											
総合課税の所得 (単位:円)											
所得	の種類	入力・訂 内容確認		入力 有無							
事業所得(営業・	・農業) ?	入力す	る				2				
不動産所得 🔁		入力す	る				2				
利子所得 ?		入力す	る				2				
配当所得 ?		訂正・内容を	確認	•	分離課	税の配当所得の入力有	2				
給与所得?		入力す	る				2				
	公的年金等	入力す	る								
雑所得 <table-cell></table-cell>	業務	入力す	る				2				
(4) 人 连胺 正 / 日 日	その他	3 + +	7				(D)				
総合譲渡所得		入力す	\equiv				2)				
	差し引く繰越損気 後の金額が表示で	入力す 大額」を入力した場 されています。	<u> </u>			0	2				
分離課税の所得	E.F.					(単位	立:円)				
所得の種	重類	入力・訂正 内容確認	入力 有無			計算した所得金額 D説明を確認できます。)					
土地建物等の譲渡	度所得 🔐	入力する					2				
株式等の譲渡所得	#¥ ?	訂正·内容確認	•		上場株式等	△79,000	2				
上場株式等に係る配当所得等 🕻		訂正・内容確認	•			0	2				
先物取引に係る雑所得等 ?		入力する					2				
退職所得 <table-cell></table-cell>		入力する					2				
決算書・収支内訳書作成コーナーへ											
※ 決算書・収支内 訂正する方はこち					< 戻る	入力終了(次	^)>				

※ 株式等の譲渡所得等及び上場株式等に係る配当所得等の入力結果が表示されます(「株式等の譲渡所得等」及び「上場株式等に係る配当所得等」には、損益通算後、繰越控除前の金額が表示されます。)。

なお、給与所得や年金所得などの他の各種所得もこの画面で入力します。

また、『**入力終了(次へ)〉**』ボタンをクリックすると、所得控除や税額控除などを入力する画面に進みます。